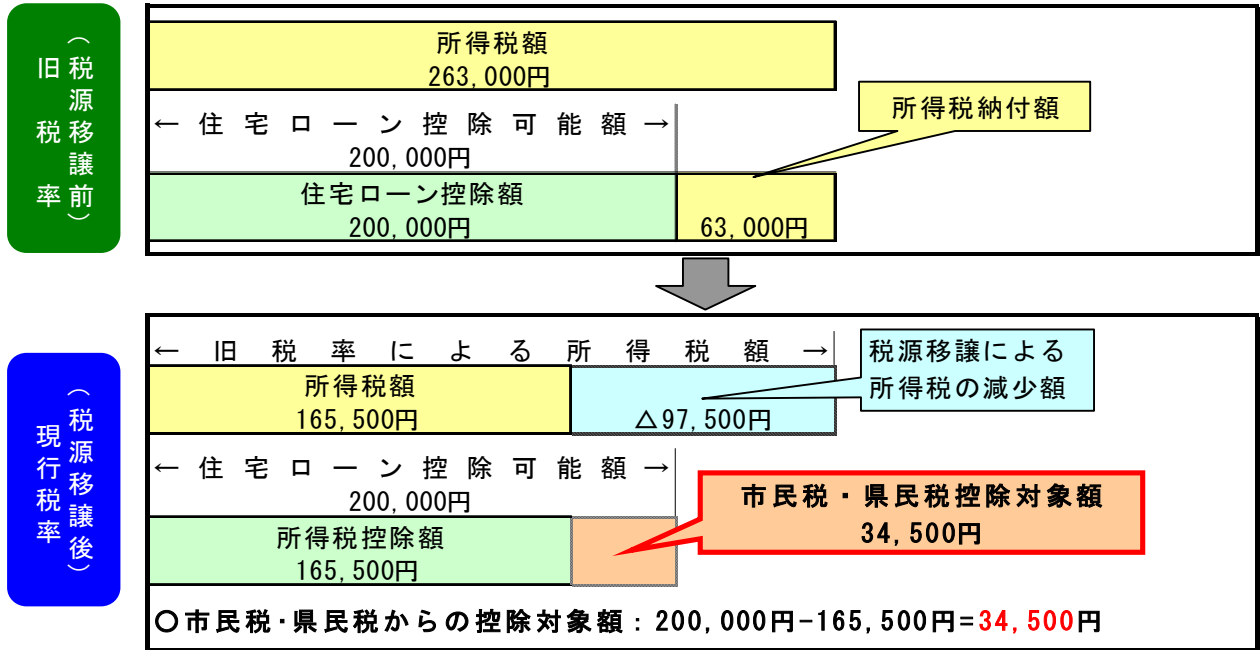


住宅ローン控除モデルケース

このモデルケースでは、所得税の住宅ローン控除可能額を20万円とし、所得控除として基礎控除の他に夫婦子2人（子供のうち1人が特定扶養親族）及び一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。（※申告分離課税所得及び住宅ローン控除以外の税額控除なし。）

(1) 所得税の住宅ローン控除可能額の方が小さい場合（給与収入金額が700万円の場合）

※今までは所得税額の方がローン控除額より多かったが、税源移譲により所得税額が小さくなり、控除しきれなくなる（控除が余る）ケース。



(2) 税源移譲前の税率による所得税額の方が小さい場合（給与収入金額が500万円の場合）

※今までも所得税額の方がローン控除額より小さく、控除しきれなかったが、税源移譲により、さらに控除しきれない（控除が余る）額が増えるケース。

